

平成30年度安曇野市一般会計繰越明許費繰越計算書について

本件について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、次のとおり報告する。

令和元年6月4日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

平成30年度安曇野市一般会計繰越明許費繰越計算書

(単位：円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳		
					既収入 特定財源	未収入 特定財源 国県支出金 地方債	一般財源
3 民生費	1 社会福祉費	介護保険施設整備等補助事務	7,370,000	7,370,000	0	7,370,000	0
					国	7,370,000	
6 農林水産業費	1 農業費	農業用機械施設整備事業	6,300,000	3,344,000	0	3,344,000	0
					国	3,344,000	
7 商工費	1 商工費	観光案内看板整備事業	17,000,000	17,000,000	0	0	17,000,000
						0	
8 土木費	2 道路橋梁費	市道新設改良事業(合併特例債)	3,316,000	3,316,000	0	3,000,000	316,000
					地	3,000,000	
8 土木費	2 道路橋梁費	市道新設改良事業(交付金)	90,647,000	90,646,460	0	86,572,000	4,074,460
					国	44,272,000	
					地	42,300,000	
8 土木費	2 道路橋梁費	道路橋梁修繕事業(交付金)	7,200,000	7,200,000	0	6,860,000	340,000
					国	3,960,000	
					地	2,900,000	
8 土木費	4 都市計画費	都市再生整備計画事業(交付金)	11,000,000	10,940,000	0	0	10,940,000
						0	
8 土木費	4 都市計画費	都市再生整備計画事業(明科駅周辺)	38,622,000	35,160,000	0	34,367,000	793,000
					国	27,967,000	
					地	6,400,000	
8 土木費	4 都市計画費	新総合体育館建設事業	77,000,000	77,000,000	0	74,500,000	2,500,000
					国	30,000,000	
					地	44,500,000	
10 教育費	2 小学校費	小学校冷房設備等整備事業	936,815,000	936,815,000	0	936,815,000	0
					国	134,130,000	
					他	802,685,000	
11 災害復旧費	2 農林水産施設災害復旧費	耕地施設災害復旧事業	38,820,000	37,556,400	0	35,322,000	2,234,400
					国	33,797,000	
					他	1,525,000	
合 計			1,234,090,000	1,226,347,860	0	1,188,150,000	38,197,860
					国	284,840,000	
					地	99,100,000	
					他	804,210,000	

※国：国県支出金、地：地方債、その他：他

平成30年度安曇野市一般会計事故繰越し繰越計算書について

本件について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第150条第3項の規定により、次のとおり報告する。

令和元年6月4日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

平成30年度安曇野市一般会計事故繰越し繰越計算書

(単位：円)

款	項	事業名	支出負担行為額	左の内訳		支出負担行為予定額	翌年度繰越額	左の財源内訳			
				支出済額	支出未済額			既収入特定財源	未収入特定財源	一般財源	
								国県支出金 地方債	国県支出金 地方債		
2 総務費	1 総務管理費	市有財産管理費	185,000	0	185,000	0	185,000	0	0	185,000	
8 土木費	2 道路橋梁費	市道新設改良事業(市単独)	10,821,424	2,043,958	8,777,466	0	8,777,466	0	0	8,777,466	
8 土木費	4 都市計画費	情報案内板整備	7,668,000	0	7,668,000	0	7,668,000	0	0	7,668,000	
合 計			18,674,424	2,043,958	16,630,466	0	16,630,466	0	0	16,630,466	
								国	0	国	0
								地	0	地	0
								他	0	他	0

※国：国県支出金、地：地方債、他：その他

報告第3号

地方自治法第180条の規定による専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和元年6月4日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

(別紙)

専 決 処 分 書

安曇野市三郷温5535番地2先における事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成31年4月10日

安曇野市長 宮澤 宗弘

1 事故の概要

平成31年2月28日、公用車が、市道交差点に一時停止して進入したところ、確認が不十分で、左側より直進してきた相手車両と衝突したものである。

2 和解及び損害賠償の相手方

住所 安曇野市 [REDACTED]
氏名 所有者 [REDACTED]
運転者 [REDACTED]

3 和解の内容及び損害賠償の額

本事故の原因は、当市運転者の不注意であるが、相手運転者の過失も認められるため、安曇野市の過失を80%とする。

よって、安曇野市は損害を受けた被害者である相手方に対し、物損損害賠償金として128,000円を支払う。

なお、本件に関し、安曇野市及び相手方との間には、損害賠償金以外に何らの債権債務がないことを相互に確認する。

報告第4号

地方自治法第180条の規定による専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和元年6月4日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

(別紙)

専 決 処 分 書

安曇野市豊科 5586 番地 33 先の市道豊科 1103 号線における事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成 31 年 4 月 10 日

安曇野市長 宮澤 宗弘

1 事故の概要

平成 31 年 2 月 28 日、損害賠償請求者の運転する車両が、市道に設置された側溝上を走行中、経年劣化で不安定になっていた側溝のグレーチング上を車両前輪タイヤが通過した際、グレーチングが跳ね上がり、車両マフラーに接触し、マフラーが破損した。

2 和解及び損害賠償の相手方

住所 安曇野市

氏名

3 和解の内容及び損害賠償の額

本事故の原因は、道路管理者の安全管理不備によるところの安曇野市の過失を 50% とし、損害賠償請求者は、事故を予見できる状況にあったことから過失を 50% とする。

よって、安曇野市は損害賠償請求者に対し、損害の解決金として 90,320 円を賠償するものとする。

なお、本件示談に関し、安曇野市と損害賠償請求者との間には、損害賠償金以外に何らの債権債務がないことを相互に確認する。

報告第5号

地方自治法第180条の規定による専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和元年6月4日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

(別紙)

専 決 処 分 書

安曇野市豊科高家 3760 番地 47 のアルプス公園内で発生した事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成 31 年 4 月 12 日

安曇野市長 宮澤 宗弘

1 事故の概要

平成 29 年 4 月 22 日、公園南側にある桜の木と公園周囲のフェンス及び物置を繋ぐ有刺鉄線に当事者が接触し、左眼上の脛に約 2.5 cm の傷を生じさせた。

2 和解及び損害賠償の相手方



3 和解の内容及び損害賠償の額

本事故の原因は、公園管理者の安全管理不備によるところの安曇野市の過失を 100% とし、当事者の過失を 0% とする。

よって、安曇野市は損害賠償請求者に対し、損害の解決金として 346,410 円を賠償するものとする。

なお、本件示談に関し、安曇野市と損害賠償請求者との間には、損害賠償金以外に何らの債権債務がないことを相互に確認する。

報告第6号

地方自治法第180条の規定による専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和元年6月4日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

(別紙)

専 決 処 分 書

安曇野市穂高5611-1先路上における事故に係る和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成31年3月29日

安曇野市長 宮澤 宗弘

1 事故の概要

平成31年3月5日、安曇野市穂高5611-1先路上において、公用車と相手方車両が接触したことによる自動車事故。

2 和解の相手方

所有者及び運転者

住所 安曇野市 [REDACTED]

氏名 [REDACTED]

3 和解の内容

本事故の原因は、相手方の運転者が後退してきたことによる接触事故であるが、相手方は公用車も前進してきたとの主張である。

車両の損害が双方ともに小さいため、損害額を各自それぞれ負担することとし、和解とする。

なお、本件事故に関し、安曇野市及び相手方との間には、何らの債権債務がないことを相互に確認する。

報告第7号

債権放棄の報告について（高額療養費資金貸付金に係る債権）

安曇野市債権管理条例（平成27年安曇野市条例第10号）第6条第1項第1号の規定により、高額療養費資金貸付金に係る債権を放棄したので、同条例第7条の規定により報告する。

記

別紙様式による。

令和元年6月4日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

別紙様式

1 放棄した債権の名称 高額療養費資金貸付金

2 債権を放棄した日 平成 31 年 3 月 13 日

3 債権を放棄した事由、件数、額等

放棄した事由	発生年度	件数 (件)	債権額 (円)	備考
条例第 6 条第 1 項第 1 号に該当	平成 18 年度	4	342,000	
合 計		4	342,000	

4 時効の根拠及び時効期間

民法第 167 条第 1 項 (債権等の消滅時効)

報告第8号

債権放棄の報告について（水道料金に係る債権）

安曇野市債権管理条例（平成27年安曇野市条例第10号）第6条第1項の規定により、水道料金に係る債権を放棄したので、同条例第7条の規定により報告する。

記

別紙様式による。

令和元年6月4日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

別紙様式

1 放棄した債権の名称 水道料金

2 債権を放棄した日 平成31年3月13日

3 債権を放棄した事由、件数、額等

放棄した事由	発生年度	件数 (件)	債権額 (円)	備考
条例第6条第1項第1号に該当	平成22年度	3	11,850	
条例第6条第1項第1号に該当	平成23年度	5	16,050	
条例第6条第1項第1号に該当	平成24年度	3	20,790	
条例第6条第1項第1号に該当	平成25年度	6	32,890	
条例第6条第1項第1号に該当	平成26年度	1	3,080	
条例第6条第1項第1号に該当	平成27年度	21	104,008	
条例第6条第1項第1号に該当	平成28年度	53	231,527	
条例第6条第1項第2号に該当	平成25年度	2	2,417	
条例第6条第1項第3号に該当	平成22年度	5	26,346	
条例第6条第1項第3号に該当	平成23年度	2	7,950	
条例第6条第1項第3号に該当	平成28年度	6	30,127	
条例第6条第1項第3号に該当	平成29年度	4	23,087	
条例第6条第1項第4号に該当	平成15年度	3	77,702	
条例第6条第1項第4号に該当	平成16年度	12	348,070	
条例第6条第1項第4号に該当	平成17年度	6	269,336	
条例第6条第1項第4号に該当	平成23年度	2	6,000	
条例第6条第1項第4号に該当	平成24年度	4	12,000	
条例第6条第1項第4号に該当	平成25年度	1	5,000	
条例第6条第1項第4号に該当	平成26年度	2	10,000	
条例第6条第1項第4号に該当	平成27年度	3	9,565	
条例第6条第1項第4号に該当	平成28年度	34	90,425	
条例第6条第1項第5号に該当	平成25年度	1	3,000	
条例第6条第1項第5号に該当	平成26年度	1	3,000	
合 計		180	1,344,220	

4 時効の根拠及び時効期間 民法第173条第1号（2年の短期消滅時効）

報告第9号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和元年6月4日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

(別 紙)

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成31年3月29日

安曇野市長 宮澤 宗弘

安曇野市条例第35号

安曇野市税条例等の一部を改正する条例

(安曇野市税条例の一部改正)

第1条 安曇野市税条例（平成17年安曇野市条例第81号）の一部を次のように改正する。

第34条の7第1項中「においては」を「には」に、「同項第1号に掲げる寄附金」を「同条第2項に規定する特例控除対象寄附金」に改め、同条第2項中「第314条の7第2項」を「第314条の7第11項」に改める。

第51条第2項、第71条第2項、第89条第2項、第90条第2項及び第3項並びに第139条の3第2項中「前7日」を削る。

第143条第2項中「第2条第6項」を「第2条第5項」に改める。

附則第7条の3の2第1項中「平成43年度」を「平成45年度」に、「附則第5条の4の2第6項」を「附則第5条の4の2第5項」に、「同条第9項」を「同条第7項」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「第1項の規定の適用が」を「前項の規定の適用が」に改め、同項を同条第2項とする。

附則第7条の4中「第314条の7第2項第2号」を「第314条の7第11項第2号」に改める。

附則第9条の前の見出し中「寄附金控除額」を「寄附金税額控除」に改め、同条第1項中「によって」を「により」に、「第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金」を「第314条の7第2項に規定する特例控除対象寄附金」に、「地方団体に対する寄附金」を「特例控除対象寄附金」に、「地方団体の長」を「都道府県の知事又は市町村若しくは特別区の長（次項及び第3項において「都道府県知事等」という。）」に改め、同条第2項及び第3項中「地方団体の長」を「都道府県知事等」に改める。

附則第9条の2中「地方団体に対する寄附金」を「特例控除対象寄附金」に、「においては」を「には」に改める。

附則第10条の2第1項中「3分の1」を「2分の1」に改め、同条第4項中「附則第15条第32項第1号イ」を「附則第15条第33項第1号イ」に改め、同条第5項中「附則第15条第32項第1号ロ」を「附則第15条第33項第1号ロ」に改め、同条第6項中「附則第15条第32項第1号ハ」を「附則第15条第33項第1号ハ」に改め、同条第7項中「附則第

15条第32項第1号ニ」を「附則第15条第33項第1号ニ」に改め、同条第8項中「附則第15条第32項第1号ホ」を「附則第15条第33項第1号ホ」に改め、同条第9項中「附則第15条第32項第2号イ」を「附則第15条第33項第2号イ」に改め、同条第10項中「附則第15条第32項第2号ロ」を「附則第15条第33項第2号ロ」に改め、同条第11項中「附則第15条第32項第3号イ」を「附則第15条第33項第3号イ」に改め、同条第12項中「附則第15条第32項第3号ロ」を「附則第15条第33項第3号ロ」に改め、同条第13項中「附則第15条第32項第3号ハ」を「附則第15条第33項第3号ハ」に改め、同条第14項中「附則第15条第39項」を「附則第15条第40項」に改め、同条第15項中「附則第15条第43項」を「附則第15条第44項」に改め、同条第16項中「附則第15条第44項」を「附則第15条第45項」に改め、同条第17項中「附則第15条第46項」を「附則第15条第47項」に改める。

附則第10条の3第12項を同条第13項とし、同条第11項中「附則第12条第17項」を「附則第12条第19項」に改め、同項を同条第12項とし、同条第10項第5号中「附則第12条第29項」を「附則第12条第31項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第9項を同条第10項とし、同条第8項第5号中「附則第12条第29項」を「附則第12条第31項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第7項第4号中「附則第12条第21項」を「附則第12条第23項」に改め、同項第6号中「附則第12条第22項」を「附則第12条第24項」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項中「附則第12条第17項」を「附則第12条第19項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項の次に次の1項を加える。

6 法附則第15条の8第4項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書に令附則第12条第16項に規定する従前の家屋について移転補償金を受けたことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日

附則第10条の4中「附則第15条第46項」を「附則第15条第47項」に、「第56条」を「法第383条」に改める。

附則第16条第1項中「法附則第30条第1項」の前に「平成18年3月31日までに初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた」を加え、「当該軽自動車は初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（以下この条において「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分」を「平成31年度分」に改め、同条第2項から第4項までを削り、同条第5項中「附則第30条第6項第1号及び第2号」を「附則第30条第2項第1号及び第2号」に、「第2項の表」を「次の表」に改め、同項に次の表を加える。

第2号ア	3,900円	1,000円
	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

附則第16条第5項を同条第2項とし、同条第6項中「附則第30条第7項第1号及び第2号」を「附則第30条第3項第1号及び第2号」に改め、「以上の軽自動車」の次に「（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。以下この項及び次項において同じ。）」を加え、「第3項の表」を「次の表」に改め、同項に次の表を加える。

第2号ア	3,900円	2,000円
	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

附則第16条第6項を同条第3項とし、同条第7項中「附則第30条第8項第1号及び第2号」を「附則第30条第4項第1号及び第2号」に、「第4項の表」を「次の表」に改め、同項に次の表を加える。

第2号ア	3,900円	3,000円
	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

附則第16条第7項を同条第4項とする。

附則第16条の2第1項中「第7項」を「第4項」に改める。

第2条 安曇野市税条例の一部を次のように改正する。

第36条の2中第8項を第9項とし、第7項を第8項とし、第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 第1項又は第5項の場合において、前年において支払を受けた給与で所得税法第190条の規定の適用を受けたものを有する者で市内に住所を有するものが、第1項の申告書を提出するときは、法第317条の2第1項各号に掲げる事項のうち施行規則で定めるものについては、施行規則で定める記載によることができる。

第36条の3の2の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中「同項の」を「同項に規定する」に改め、同項中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 当該給与所得者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨

第36条の3の3の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中「第203条の5第1項」を「第203条の6第1項」に改め、「ならない者」の次に「又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であつて、扶養親族（控除対象扶養親族を除く。）を有する者若しくは単身児童扶養者である者」を加え、「同項の」を「所得税法第203条の6第1項に規定する」に、「同項に規定する公的年金等」を「公的年金等」に改め、同項第3号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 当該公的年金等受給者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨

第36条の3の3第2項中「第203条の5第2項」を「第203条の6第2項」に改め、同条第4項中「第203条の5第5項」を「第203条の6第6項」に改める。

第36条の4第1項中「によって」を「により」に、「同条第7項」を「同条第8項」に、「第8項」を「第9項」に、「においては」を「には」に改める。

附則第15条の2に次の3項を加える。

2 長野県知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車が法第446条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）又は法第451条第1項若しくは第2項（これらの規定を同条第4項において準用する場合を含む。）の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

3 長野県知事は、当分の間、第1項の規定により賦課徴収を行う軽自動車税の環境性能割につき、その納付すべき額について不足額があることを附則第15条の4の規定により読み替えられた第81条の6第1項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大

臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る三輪以上の軽自動車について法附則第29条の11の規定によりその例によることとされた法第161条第1項に規定する申告書を提出すべき当該三輪以上の軽自動車の取得者とみなして、軽自動車税の環境性能割に関する規定を適用する。

- 4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

附則第15条の2を附則第15条の2の2とし、附則第15条の次に次の1条を加える。

(軽自動車税の環境性能割の非課税)

第15条の2 法第451条第1項第1号(同条第4項において準用する場合を含む。)に掲げる三輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以下この条において同じ。)に対しては、当該三輪以上の軽自動車の取得が平成31年10月1日から平成32年9月30日までの間(附則第15条の6第3項において「特定期間」という。)に行われたときに限り、第80条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

附則第15条の6に次の1項を加える。

- 3 自家用の三輪以上の軽自動車であって乗用のものに対する第81条の4(第2号に係る部分に限る。)及び前項の規定の適用については、当該軽自動車の取得が特定期間に行われたときに限り、これらの規定中「100分の2」とあるのは、「100分の1」とする。

附則第16条中「附則第30条」を「附則第30条第1項」に改め、「指定」の次に「(次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。)」を加え、同条に次の3項を加える。

- 2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成32年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車平成32年4月1日から平成33年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成33年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	1,000円
第2号ア(ウ) a	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円

第2号ア(ウ) b	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

- 3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）のうち三輪以上のものに対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成32年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車平成32年4月1日から平成33年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成33年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	2,000円
第2号ア(ウ) a	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
第2号ア(ウ) b	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

- 4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げるガソリン軽自動車のうち三輪以上のもの（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成32年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車平成32年4月1日から平成33年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成33年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	3,000円
第2号ア(ウ) a	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
第2号ア(ウ) b	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

附則第16条の2を次のように改める。

（軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例）

第16条の2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車が前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2 市長は、納付すべき軽自動車税の種別割の額について不足額があることを第83条第2項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことになるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る三輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税の種別割に関する規定（第87条及び第88条の規定を除く。）を適用する。

3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

第3条 安曇野市税条例の一部を次のように改正する。

第24条第1項第2号中「又は寡夫」を「、寡夫又は単身児童扶養者」に改める。

附則第16条第1項中「第4項」を「第5項」に改め、同条に次の1項を加える。

5 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車のうち、自家用の乗用のものに対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成33年4月1日から平成34年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成34年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が平成34年4月1日から平成35年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成35年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第16条の2第1項中「第4項」を「第5項」に改める。

（安曇野市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第4条 安曇野市税条例等の一部を改正する条例（平成29年安曇野市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条のうち、安曇野市税条例第81条の次に8条を加える改正規定を次のように改める。

第81条の次に次の9条を加える。

（日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の範囲）

第81条の2 日本赤十字社が所有する軽自動車等のうち、直接その本来の事業の用に供するもので、救急用のものに対しては、軽自動車税を課さない。

(環境性能割の課税標準)

第81条の3 環境性能割の課税標準は、三輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額として施行規則第15条の10に定めるところにより算定した金額とする。

(環境性能割の税率)

第81条の4 次の各号に掲げる三輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。

- (1) 法第451条第1項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の1
- (2) 法第451条第2項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の2
- (3) 法第451条第3項の規定の適用を受けるもの 100分の3

(環境性能割の徴収の方法)

第81条の5 環境性能割の徴収については、申告納付の方法によらなければならない。

(環境性能割の申告納付)

第81条の6 環境性能割の納税義務者は、法第454条第1項各号に掲げる三輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による申告書を市長に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。

- 2 三輪以上の軽自動車の取得者(環境性能割の納税義務者を除く。)は、法第454条第1項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による報告書を市長に提出しなければならない。

(環境性能割に係る不申告等に関する過料)

第81条の7 環境性能割の納税義務者が前条の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなくて申告又は報告をしなかった場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

- 2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。
- 3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

(環境性能割の減免)

第81条の8 市長は、公益のため直接専用する三輪以上の軽自動車又は第90条第1項各号に掲げる軽自動車等(三輪以上のものに限る。)のうち必要と認めるものに対しては、環境性能割を減免する。

- 2 前項の規定による環境性能割の減免を受けるための手続その他必要な事項については、規則で定める。

(特定非営利活動法人が譲り受けた三輪以上の軽自動車に係る環境性能割の課税免除)

第81条の9 特定非営利活動法人が、その設立の日から5年以内に当該特定非営利活動

法人の特定非営利活動に係る事業の用に供する三輪以上の軽自動車として無償で譲り受けた場合における当該三輪以上の軽自動車に対しては、環境性能割を課さない。

(種別割の課税免除)

第81条の10 商品であって使用しない軽自動車等に対しては、種別割を課さない。

同条例附則第15条の次に5条を加える改正規定(同条例附則第15条の6第2項に係る部分に限る。)中「については」の次に「、当分の間」を加え、同条例附則第16条第1項の改正規定中「初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」を「最初の法第444条第3項に規定する」を「平成18年3月31日までに初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定(次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた法附則第30条第1項」を「法附則第30条」に、「平成31年度分」を「当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分」に改める。

第5条 安曇野市税条例等の一部を改正する条例(平成30年安曇野市条例第19号)の一部を次のように改正する。

第1条のうち、安曇野市税条例第48条第1項の改正規定中「及び第11項」を「、第11項及び第13項」に改め、同条に3項を加える改正規定中「次の3項」を「次の8項」に改め、同改正規定(同条第10項に係る部分に限る。)中「次項」の次に「及び第12項」を加え、「その他施行規則で定める方法」を削り、同改正規定(同条第12項に係る部分に限る。)中「申告は、」の次に「申告書記載事項が」を加え、同改正規定に次のように加える。

13 第10項の内国法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することができると認められる場合において、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することについて市長の承認を受けたときは、当該市長が指定する期間内に行う同項の申告については、前3項の規定は、適用しない。法人税法第75条の4第2項の申請書を同項に規定する納税地の所轄税務署長に提出した第10項の内国法人が、当該税務署長の承認を受け、又は当該税務署長の却下の処分を受けていない旨を記載した施行規則で定める書類を、納税申告書の提出期限の前日までに、又は納税申告書に添付して当該提出期限までに、市長に提出した場合における当該税務署長が指定する期間内に行う同項の申告についても、同様とする。

14 前項前段の承認を受けようとする内国法人は、同項前段の規定の適用を受けることが必要となった事情、同項前段の規定による指定を受けようとする期間その他施行規則で定める事項を記載した申請書に施行規則で定める書類を添付して、当該期間の開始の日の15日前までに、これを市長に提出しなければならない。

15 第13項の規定の適用を受けている内国法人は、第10項の申告につき第13項の規定の

適用を受けることをやめようとするときは、その旨その他施行規則で定める事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。

16 第13項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第321条の8第51項の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の第13項前段の期間内に行う第10項の申告については、第13項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。

17 第13項後段の規定の適用を受けている内国法人につき、第15項の届出書の提出又は法人税法第75条の4第3項若しくは第6項（同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。）の処分があったときは、これらの届出書の提出又は処分があった日の翌日以後の第13項後段の期間内に行う第10項の申告については、第13項後段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項後段の書類を提出したときは、この限りでない。

附則第1条第5号中「3項を」を「8項を」に改める。

附則第2条第4項中「第12項」を「第17項」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中安曇野市税条例第34条の7の改正規定並びに同条例附則第7条の4、第9条及び第9条の2の改正規定並びに次条第2項から第4項までの規定 平成31年6月1日

(2) 第2条（次号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第7条の規定 平成31年10月1日

(3) 第2条中安曇野市税条例第36条の2中第8項を第9項とし、第7項を第8項とし、第6項を第7項とし、第5項の次に1項を加える改正規定並びに第36条の3の2、第36条の3の3及び第36条の4第1項の改正規定並びに附則第3条の規定 平成32年1月1日

(4) 第3条中安曇野市税条例第24条の改正規定及び附則第4条の規定 平成33年1月1日

(5) 第3条（前号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第8条の規定 平成33年4月1日

（市民税に関する経過措置）

第2条 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の安曇野市税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお

従前の例による。

2 新条例第34条の7並びに附則第7条の4及び第9条の2の規定は、平成32年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成31年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

3 新条例第34条の7第1項及び附則第9条の2の規定の適用については、平成32年度分の個人の市民税に限り、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第34条の7第1項	特例控除対象寄附金	特例控除対象寄附金又は同条第1項第1号に掲げる寄附金（平成31年6月1日前に支出したものに限る。）
附則第9条の2	特例控除対象寄附金	特例控除対象寄附金又は法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金（平成31年6月1日前に支出したものに限る。）
	送付	送付又は安曇野市税条例等の一部を改正する条例（平成31年安曇野市条例第35号）附則第2条第4項の規定によりなお従前の例によることとされる同条例第1条の規定による改正前の安曇野市税条例附則第9条第3項の規定による同条第1項に規定する申告特例通知書の送付

4 新条例附則第9条第1項から第3項までの規定は、市民税の所得割の納税義務者が前条第1号に掲げる規定の施行の日以後に支出する地方税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第2号。以下この項において「改正法」という。）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の7第2項に規定する特例控除対象寄附金について適用し、市民税の所得割の納税義務者が同日前に支出した改正法第1条の規定による改正前の地方税法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金については、なお従前の例による。

第3条 附則第1条第3号に掲げる規定による改正後の安曇野市税条例（次項及び第3項において「32年新条例」という。）第36条の2第7項の改正規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後に平成32年度以後の年度分の個人の市民税に係る申告書を提出する場合

について適用し、同日前に当該申告書を提出した場合及び同日以後に平成31年度分までの個人の市民税に係る申告書を提出する場合については、なお従前の例による。

2 32年新条例第36条の3の2第1項（第3号に係る部分に限る。）の規定は、附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき安曇野市税条例第36条の2第1項に規定する給与について提出する32年新条例第36条の3の2第1項及び第2項に規定する申告書について適用する。

3 32年新条例第36条の3の3第1項の規定は、附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき所得税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第6号）第1条の規定による改正後の所得税法（昭和40年法律第33号。以下この項において「新所得税法」という。）第203条の6第1項に規定する公的年金等（新所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）について提出する32年新条例第36条の3の3第1項に規定する申告書について適用する。

第4条 附則第1条第4号に掲げる規定による改正後の安曇野市税条例第24条第1項（第2号に係る部分に限る。）の規定は、平成33年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成32年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第5条 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成30年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第6条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、平成31年度分の軽自動車税について適用し、平成30年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

第7条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第2号に掲げる規定による改正後の安曇野市税条例（以下「31年10月新条例」という。）の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。

2 31年10月新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、平成32年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用する。

第8条 附則第1条第5号に掲げる規定による改正後の安曇野市税条例の規定は、平成33年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、平成32年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

報告第 10 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和元年 6 月 4 日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

(別紙)

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成31年3月29日

安曇野市長 宮澤 宗弘

安曇野市条例第36号

安曇野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

安曇野市国民健康保険税条例（平成17年安曇野市条例第137号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「58万円」を「61万円」に改める。

第19条中「58万円」を「61万円」に改め、同条第2号中「27万5千円」を「28万円」に改め、同条第3号中「50万円」を「51万円」に改める。

第21条第2項中「前7日」を削る。

附則第21項に次のただし書を加える。

ただし、所得割額に係る減免についてはこの限りでない。

附則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の安曇野市国民健康保険税条例の規定は、平成31年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成30年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

報告第 11 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和元年 6 月 4 日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

専 決 処 分 書

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、平成 30 年度安曇野市一般会計補正予算（専決第 1 号）について、別紙のとおり専決処分する。

平成 31 年 3 月 27 日

安曇野市長 宮澤 宗弘

(別紙)

平成30年度 安曇野市一般会計補正予算（専決第1号）

平成30年度安曇野市の一般会計補正予算（専決第1号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ645,000千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ40,945,000千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

- 第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 地方譲与税		480,000	6,138	486,138
	1 地方揮発油譲与税	153,000	△12,634	140,366
	2 自動車重量譲与税	327,000	18,772	345,772
3 利子割交付金		17,000	6,742	23,742
	1 利子割交付金	17,000	6,742	23,742
4 配当割交付金		37,000	3,355	40,355
	1 配当割交付金	37,000	3,355	40,355
5 株式等譲渡所得割交付金		9,000	24,882	33,882
	1 株式等譲渡所得割交付金	9,000	24,882	33,882
6 地方消費税交付金		1,700,000	107,633	1,807,633
	1 地方消費税交付金	1,700,000	107,633	1,807,633
7 ゴルフ場利用税交付金		33,000	3,253	36,253
	1 ゴルフ場利用税交付金	33,000	3,253	36,253
8 自動車取得税交付金		129,000	△13,936	115,064
	1 自動車取得税交付金	129,000	△13,936	115,064
10 地方交付税		10,412,908	53,262	10,466,170
	1 地方交付税	10,412,908	53,262	10,466,170
12 分担金及び負担金		670,427	△2,991	667,436
	1 分担金	14,346	△122	14,224
	2 負担金	656,081	△2,869	653,212
13 使用料及び手数料		345,476	△6,272	339,204
	1 使用料	180,225	1,442	181,667
	2 手数料	165,251	△7,714	157,537
14 国庫支出金		3,704,150	△11,891	3,692,259
	1 国庫負担金	2,740,856	△338	2,740,518
	2 国庫補助金	926,536	△3,960	922,576
	3 国庫委託金	36,758	△7,593	29,165
15 県支出金		2,278,432	△57,728	2,220,704
	1 県負担金	1,177,529	△7,788	1,169,741
	2 県補助金	860,601	△36,679	823,922

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	3 県委託金	240,302	△13,261	227,041
16 財産収入		85,195	87,511	172,706
	1 財産運用収入	58,820	600	59,420
	2 財産売払収入	26,375	86,911	113,286
17 寄附金		532,468	84,673	617,141
	1 寄附金	532,468	84,673	617,141
18 繰入金		2,457,345	△800,442	1,656,903
	2 基金繰入金	2,457,345	△800,442	1,656,903
20 諸収入		1,380,273	4,211	1,384,484
	2 預金利子	100	156	256
	3 貸付金元利収入	965,304	△752	964,552
	4 受託事業収入	4,010	△57	3,953
	5 雑入	397,858	4,864	402,722
21 市債		4,572,002	△133,400	4,438,602
	1 市債	4,572,002	△133,400	4,438,602
補正に係らない款・項		12,746,324	0	12,746,324
歳入合計		41,590,000	△645,000	40,945,000

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議会費		251,185	△5,709	245,476
	1 議会費	251,185	△5,709	245,476
2 総務費		5,269,413	△39,691	5,229,722
	1 総務管理費	4,442,102	7,770	4,449,872
	2 徴税費	518,543	△26,031	492,512
	3 戸籍住民基本台帳費	196,756	△4,349	192,407
	4 選挙費	74,652	△16,393	58,259
	5 統計調査費	7,376	△688	6,688
3 民生費		13,090,313	△287,703	12,802,610
	1 社会福祉費	6,851,986	△148,240	6,703,746
	2 児童福祉費	5,359,818	△95,132	5,264,686
	3 生活保護費	878,009	△44,331	833,678
4 衛生費		2,468,163	△53,895	2,414,268
	1 保健衛生費	1,170,767	△30,611	1,140,156
	2 清掃費	1,000,734	△23,284	977,450
6 農林水産業費		1,775,433	△39,440	1,735,993
	1 農業費	825,133	△30,911	794,222
	2 林業費	347,463	△6,666	340,797
	3 耕地費	602,652	△1,863	600,789
7 商工費		1,825,423	△28,547	1,796,876
	1 商工費	1,825,423	△28,547	1,796,876
8 土木費		5,369,372	△76,814	5,292,558
	1 土木管理費	286,646	0	286,646
	2 道路橋梁費	1,382,019	△61,357	1,320,662
	3 河川費	37,934	△1,425	36,509
	4 都市計画費	3,615,307	△14,032	3,601,275
9 消防費		1,406,781	△7,029	1,399,752
	1 消防費	1,406,781	△7,029	1,399,752
10 教育費		4,593,728	△73,004	4,520,724
	1 教育総務費	841,187	△36,517	804,670

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	2 小学校費	1,902,383	△9,059	1,893,324
	3 中学校費	475,219	△10,554	464,665
	4 幼稚園費	78,042	△4,158	73,884
	5 社会教育費	992,023	△11,208	980,815
	6 保健体育費	304,874	△1,508	303,366
11 災害復旧費		92,851	△2,000	90,851
	1 土木施設災害復旧費	2,000	△2,000	0
	2 農林水産施設災害復旧費	90,851	0	90,851
12 公債費		5,335,614	△31,168	5,304,446
	1 公債費	5,335,614	△31,168	5,304,446
補正に係らない款・項		111,724	0	111,724
歳出合計		41,590,000	△645,000	40,945,000

第2表 地方債補正

1 変更

(単位：千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
旧合併特例事業債(民生債)	487,100	証書借入	3.5%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について利率を見直した後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合は債権者と協定するものによる。ただし、財政その他の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。	401,200	補正前と同じ	補正前と同じ	補正前と同じ
施設整備事業債(民生債)	290,600	同上	同上	同上	264,400	同上	同上	同上
旧合併特例事業債(商工債)	117,100	同上	同上	同上	117,600	同上	同上	同上
公共事業等債(土木債)	356,500	同上	同上	同上	350,900	同上	同上	同上
旧合併特例事業債(土木債)	231,400	同上	同上	同上	215,900	同上	同上	同上
緊急防災・減災事業債(消防債)	2,600	同上	同上	同上	2,500	同上	同上	同上
学校教育施設等整備事業債(教育債)	147,400	同上	同上	同上	146,800	同上	同上	同上

報告第 12 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和元年 6 月 4 日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

専 決 処 分 書

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、平成 30 年度安曇野市国民健康保険特別会計補正予算（専決第 1 号）について、別紙のとおり専決処分する。

平成 31 年 3 月 27 日

安曇野市長 宮澤 宗弘

(別紙)

平成30年度安曇野市国民健康保険特別会計補正予算
(専決第1号)

平成30年度安曇野市の国民健康保険特別会計補正予算(専決第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ269,182千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10,293,667千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 国民健康保険税		1,924,200	△4,900	1,919,300
	1 国民健康保険税	1,924,200	△4,900	1,919,300
2 使用料及び手数料		1,200	△300	900
	1 手数料	1,200	△300	900
3 県支出金		7,425,549	△198,577	7,226,972
	1 県補助金	7,425,548	△198,576	7,226,972
	2 財政安定化基金交付金	1	△1	0
5 繰入金		872,354	△61,347	811,007
	1 他会計繰入金	673,110	△12,103	661,007
	2 基金繰入金	199,244	△49,244	150,000
7 諸収入		43,612	△4,058	39,554
	1 延滞金及び過料	13,051	△1	13,050
	2 預金利子	1	△1	0
	3 貸付金元利収入	2,000	△1,990	10
	4 受託事業収入	14,680	△1,021	13,659
	5 特定健診等個人負担金	5,770	△1,194	4,576
	6 雑入	8,110	149	8,259
補正に係らない款・項		295,934	0	295,934
歳 入 合 計		10,562,849	△269,182	10,293,667

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		39,526	△2,270	37,256
	1 総務管理費	28,183	△1,196	26,987
	2 賦課徴収費	10,034	△1,000	9,034
	3 運営協議会費	295	△74	221
	4 趣旨普及費	1,014	0	1,014
2 保険給付費		7,381,953	△213,744	7,168,209
	1 療養諸費	6,317,786	△90,891	6,226,895
	2 高額療養費	1,013,754	△114,564	899,190
	3 移送費	500	△500	0
	4 出産育児諸費	25,213	△7,108	18,105
	5 葬祭諸費	4,500	△600	3,900
	6 精神諸費	20,200	△81	20,119
3 国民健康保険事業 費納付金		2,645,840	0	2,645,840
	1 医療給付費分	1,871,275	0	1,871,275
4 保健事業費		201,662	△21,462	180,200
	1 保健事業費	13,551	△5,050	8,501
	2 特定健康診査等事業費	188,111	△16,412	171,699
7 諸支出金		142,502	△3,735	138,767
	1 償還金利子及び還付加算金	142,502	△3,735	138,767
8 予備費		69,363	△27,971	41,392
	1 予備費	69,363	△27,971	41,392
補正に係らない款・項		82,003	0	82,003
歳 出 合 計		10,562,849	△269,182	10,293,667

報告第 13 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和元年 6 月 4 日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

専 決 処 分 書

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、平成 30 年度安曇野市後期高齢者医療特別会計補正予算（専決第 1 号）について、別紙のとおり専決処分する。

平成 31 年 3 月 27 日

安曇野市長 宮澤 宗弘

(別紙)

平成30年度 安曇野市後期高齢者医療特別会計補正予算
(専決第1号)

平成30年度安曇野市の後期高齢者医療特別会計補正予算(専決第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,176千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,169,428千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 後期高齢者医療保険料		863,375	562	863,937
	1 後期高齢者医療保険料	863,375	562	863,937
2 使用料及び手数料		96	△18	78
	1 手数料	96	△18	78
4 繰入金		286,299	△3,720	282,579
	1 一般会計繰入金	286,299	△3,720	282,579
補正に係らない款・項		22,834	0	22,834
歳 入 合 計		1,172,604	△3,176	1,169,428

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		5,558	0	5,558
	2 徴収費	5,510	0	5,510
2 後期高齢者医療広域連合納付金		1,165,946	△14,700	1,151,246
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	1,165,946	△14,700	1,151,246
4 予備費		100	11,524	11,624
	1 予備費	100	11,524	11,624
補 正 に 係 ら な い 款 ・ 項		1,000	0	1,000
歳 出 合 計		1,172,604	△3,176	1,169,428

報告第 14 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和元年 6 月 4 日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

専 決 処 分 書

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、平成 30 年度安曇野市介護保険特別会計補正予算（専決第 1 号）について、別紙のとおり専決処分する。

平成 31 年 3 月 27 日

安曇野市長 宮澤 宗弘

(別紙)

平成30年度 安曇野市介護保険特別会計補正予算（専決第1号）

平成30年度安曇野市の介護保険特別会計補正予算（専決第1号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ282,145千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,096,538千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 保険料		2,010,837	77,427	2,088,264
	1 介護保険料	2,010,837	77,427	2,088,264
2 使用料及び手数料		320	△30	290
	1 手数料	320	△30	290
3 国庫支出金		2,134,037	△24,545	2,109,492
	1 国庫負担金	1,571,744	△9,797	1,561,947
	2 国庫補助金	562,293	△14,748	547,545
4 支払基金交付金		2,436,415	△132,823	2,303,592
	1 支払基金交付金	2,436,415	△132,823	2,303,592
5 県支出金		1,311,770	△67,516	1,244,254
	1 県負担金	1,253,071	△65,975	1,187,096
	2 県補助金	58,699	△1,541	57,158
6 サービス収入		15,760	2,329	18,089
	1 介護予防給付費収入	15,760	2,329	18,089
8 繰入金		1,318,019	△138,187	1,179,832
	1 一般会計繰入金	1,251,846	△72,014	1,179,832
	2 基金繰入金	66,173	△66,173	0
10 諸収入		35	1,200	1,235
	1 預金利子	1	△1	0
	2 雑入	33	1,091	1,124
	3 延滞金・加算金及び過料	1	110	111
補正に係らない款・項		151,490	0	151,490
歳 入 合 計		9,378,683	△282,145	9,096,538

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		97,408	△9,980	87,428
	1 総務管理費	13,778	△2,871	10,907
	2 徴収費	6,132	△228	5,904
	3 介護認定審査会費	77,498	△6,881	70,617
2 保険給付費		8,691,737	△468,723	8,223,014
	1 介護サービス等諸費	8,176,170	△382,097	7,794,073
	2 その他諸費	9,024	△1,030	7,994
	3 高額介護サービス等費	170,314	△11,896	158,418
	4 特定入所者介護サービス等費	306,838	△48,661	258,177
	5 高額医療合算介護サービス等費	29,391	△25,039	4,352
3 地域支援事業		421,377	△13,459	407,918
	1 介護予防事業	17,605	△797	16,808
	2 包括的支援事業・任意事業費	89,348	△3,059	86,289
	3 介護予防・日常生活支援総合事業	312,793	△9,274	303,519
	4 その他諸費	1,631	△329	1,302
4 介護サービス事業費		15,760	△141	15,619
	1 介護予防支援事業	15,760	△141	15,619
6 公債費		100	△100	0
	1 公債費	100	△100	0
8 予備費		50	210,258	210,308
	1 予備費	50	210,258	210,308
補正に係らない款・項		152,251	0	152,251
歳 出 合 計		9,378,683	△282,145	9,096,538

報告第 15 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和元年 6 月 4 日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

専 決 処 分 書

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、平成 30 年度安曇野市産業団地造成事業特別会計補正予算（専決第 1 号）について、別紙のとおり専決処分する。

平成 31 年 3 月 27 日

安曇野市長 宮澤 宗弘

(別紙)

平成30年度 安曇野市産業団地造成事業特別会計
補正予算 (専決第1号)

平成30年度安曇野市の産業団地造成事業特別会計補正予算 (専決第1号)
は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ551千円を減額し、歳入
歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ602千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後
の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 繰入金		551	△551	0
	1 他会計繰入金	551	△551	0
補正に係らない款・項		602	0	602
歳 入 合 計		1,153	△551	602

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 産業団地事業費		1,153	△551	602
	1 産業団地事業費	1,153	△551	602
歳 出	合 計	1,153	△551	602

報告第 16 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和元年 6 月 4 日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

専 決 処 分 書

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、平成 30 年度安曇野市観光宿泊施設特別会計補正予算（専決第 1 号）について、別紙のとおり専決処分する。

平成 31 年 3 月 27 日

安曇野市長 宮澤 宗弘

(別紙)

平成30年度 安曇野市観光宿泊施設特別会計補正予算
(専決第1号)

平成30年度安曇野市の観光宿泊施設特別会計補正予算(専決第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,874千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18,912千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 繰入金		17,157	△1,874	15,283
	1 他会計繰入金	17,157	△1,874	15,283
補正に係らない款・項		3,629	0	3,629
歳 入 合 計		20,786	△1,874	18,912

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 観光宿泊施設事業費		20,786	△1,874	18,912
	1 観光宿泊施設事業費	20,786	△1,874	18,912
歳 出	合 計	20,786	△1,874	18,912